

# 令和6年度第1回広島県子ども・子育て審議会議事録概要

- 1 日 時 令和6年8月9日（金）10時から12時まで
- 2 方 法 WEB 会議
- 3 出席委員 生田委員、三須委員、木村委員、新谷委員、平松委員、高井委員、山竹委員、米田委員、小野委員、箕野委員、石田委員、日高委員、朝倉委員、野口委員
- 4 議 題 (1) 次期「ひろしま子供の未来応援プラン」の骨子案について  
(2) 「児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」の骨子案について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局子供未来応援課  
TEL (082) 513-3171 FAX (082) 502-3674

## 6 会議の内容及び質疑応答

- (1) 開会（事務局）
- (2) 健康福祉局子供未来応援担当部長あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 定足数確認

委員総員22名のうち14名が出席しており、広島県子ども・子育て審議会条例第6条第2項により、定足数を満たしていることを確認した。

- (5) 会長職務代理者の指名及び部会の委員構成について

広島県子ども・子育て審議会条例第4条第3項の規定による会長の職務代理者について、石田会長が朝倉委員を指名した。

広島県子ども・子育て審議会条例第7条第2項の規定による部会に属すべき委員及び専門委員について、会長が次のとおり指名した。

### 計画部会

生田委員、三須委員、山中委員、平松委員、高井委員、山竹委員、山垣内委員、石川委員  
石田委員、大里委員、竹林地委員

### 保育部会

生田委員、三須委員、山中委員、新谷委員、小野委員、石田委員

### 支援部会

三須委員、高井委員、石川委員、橋本委員、朝倉委員、佐藤専門委員

### 処遇審査部会

野口委員、藤林専門委員、松田専門委員、大平専門委員、酒井専門委員  
那須専門委員

また、広島県子ども・子育て審議会条例第7条第3項の規定による部会長の指名について、次の委員が部会長に指名された。

計画部会、保育部会：石田委員

支援部会：橋本委員

処遇審査部会：野口委員

(6) 議事

ア 次期「ひろしま子供の未来応援プラン」の骨子案について  
配布資料について事務局から説明した。

イ 「児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」の骨子案について  
配布資料について事務局から説明した。

(7) 質疑応答

**【議事ア 次期「ひろしま子供の未来応援プラン」骨子案に係る質疑応答】**

(石田会長)

ただいまの説明について、各委員から事前に質問等をいただいている。

まずは米田委員から、『コロナ以降、支援している学校では小1で学校生活に馴染めず、登校渋りになるケースが増えている。幼保小連携において、スタートカリキュラムを作成し、しっかりと活用している小学校はまだまだ少ないように思うが、幼保におけるアプローチプログラムについてはどうなっているのだろうか。幼保において、学校生活への理解に差があるのではないかと感じた。』という質問が出ているが、どうか。

**質問趣旨（米田委員） 【P8 乳幼児期における教育・保育の充実】**

コロナ以降、支援している学校では小1で学校生活に馴染めず、登校渋りになるケースが増えている。幼保小連携において、スタートカリキュラムを作成し、しっかりと活用している小学校はまだまだ少ないように思うが、幼保におけるアプローチプログラムについてはどうなっているのだろうか。昨年度、学校説明会に幼保に参加を呼び掛けたが、参加された保育士から「入学するまでにできるようにならなければいけないことがたくさんあって驚いた。」という感想をいただいた。幼保において、学校生活への理解に差があるのではないかと感じた。

(乳幼児教育支援センター長)

ご指摘いただいているとおり、当センターでは現在、アプローチカリキュラムの作成・実施・改善に向けた取組の推進に努めている。当センターが実施した抽出調査によると、約9割の幼稚園・保育所・認定こども園でアプローチカリキュラムの作成・実施に取り組んでいるとの結果だが、市町において取組状況に差があると思われるため、しっかりと進めていきたい。園・所側にも小学校側にもメリットのある取組であるということを理解してもらえよう、丁寧に説明を続けていく。

(米田委員)

9割の園・所でカリキュラムが作成されていると聞いて安心した。

幼・保・小の先生方や保護者、地域の人が、目指す子供の姿のイメージを共有することが大切である。学校での園・所との交流行事だけでなく、保護者も交えた取組が進むと、さらにイメージの共有が進むのではないかと。

小学校の入学説明会へ園・所の担任の先生方も出席してもらい、子供に入学までに身に付けさせた力について保護者とともに聞いてもらったことで共通理解が得られて良かったという意見もある。このような具体的な方法も広めていただきたい。

(石田会長)

次に、木村委員から『イベント的な取組や家庭から外へ関心を広げるだけでなく、家庭内で、保護者が子供と向き合うことができる状況、家庭の日常の中で、子供が保護者を真似ることが遊びでもあることなどの、子供の理解を深めることや、家庭における日常を子供中心にすることができる力を保護者から引き出せる環境については、取組の支援の中で対応されているでしょうか。』という質問が、また、橋本委員から『保護者の「遊びや学び」への理解が広がってきているものの、「十分ではない」というのは、企画内容が十分でないのか、開催回数が不足しているのか、それを明らかにしなければ「多様な支援」の具体策が講じられないのではないのでしょうか。多様な支援の具体的内容も教えていただきたいです。』という質問が出ているが、どうか。

**質問趣旨（木村委員）【P9 家庭教育を支援する環境の整備】**

イベント的な取組や家庭から外へ関心を広げるだけでなく、家庭内で、保護者が子供と向き合うことができる状況、家庭の日常の中で、子供が保護者を真似ること（学ぶこと）が遊びでもあることなどの、子供の理解を深めることや、家庭における日常を子供中心にすることができる力を保護者から引き出せる環境については、取組の支援の中で対応されているでしょうか。

**質問趣旨（橋本委員）【P9 家庭教育を支援する環境の整備】**

家庭教育の支援について、保護者の「遊びや学び」への理解が広がってきているものの、「十分ではない」というのは、企画内容が十分でないのか、開催回数が不足しているのか、それを明らかにしなければ「多様な支援」の具体策が講じられないのではないのでしょうか。【対応方針】の多様な支援の具体的内容も教えていただきたいです。

(乳幼児教育支援センター長)

園・所等だけではなく家庭側へのアプローチも重要であり、そこにどれだけ取り組めるかという御指摘と理解して回答する。

当センターでは、保護者の理解を促進するため、年齢や発達段階に応じた日常生活場面を取り上げた「遊びは学び」という啓発資料を作成している。こうした資料を、紙ベースだけでなく、SNSやホームページなどを通じて保護者へ届けられるよう工夫している。

また、親同士が学びあう学習プログラムを「親プロ」呼んでおり、ファシリテーターを活用して、保護者へ家庭教育の重要性を理解してもらう場を設けているほか、より直接的に関われる場として、親子で一緒に楽しみながら、学びを体験する「あそびのひろば」に参加した保護者に対し、「遊びは学び」の考え方などを伝えている。

橋本委員からの御質問にあった、「十分ではない」という表現は、保護者への広がりはまだ十分ではないということ、より多くの保護者に伝えることに戦略的に取り組む必要があるという意味である。具体的には、当センターが実施するイベントでのアピールのほか、企業と連携した取組として、例えば、マクドナルドの県内36店舗で「遊びは学び」の啓発動画をデジタルサイネージで上映するなどし、関心のある保護者ばかりではなく、普段はそれほど家庭での教育を意識しない保護者も含めてで

きるだけ多くの人に届くよう取り組んでいる。また、各市町とも連携しており、例えば坂町教育委員会と連携し、8月16日に「あそびのひろば」として、坂町図書館でイベントを開催していただく。このように、企業や市町とも協力しながら、保護者に届けられるよう努めていきたい。

(木村委員)

マクドナルドなどの企業や図書館など、いろんな場面で保護者が情報に触れやすい環境づくりを工夫し、発信を継続していることがわかった。私の所属する幼稚園では、未就園児の親子広場を予約不要で実施している。近所にあるため出かけやすく、また、一度参加するとほんとに安心したのでまた来ます、という感想を聞く。保護者にとっては出かけやすく、触れやすく、行ってみようかな、見てみようかなと思えることが大切であると実感している。

保護者自身、父であれ母であれ、代わりの方であれ、最初から保護者としてのスキルがあるわけではなく、子供とともに経験して、保護者として育っていくので、園は、それを支援する環境でありたい。

次期プランの方向性として、子供の心のケアの充実という新規の取組が掲げられている。これはつまり、現実として心のケアが必要な子供がいるということであり、その子供は、就学前の新生児～乳幼児期と育つ中でどうだったのか、ということが、課題として私たちに示されている。子供が後伸びする力を育てるためにも、保護者も安心して過ごせる環境が必要である。各市町と連携し、子供や保護者を取り巻く関係機関や、既存の園・所も活用し、広報していただきたい。

(石田会長)

次に、米田委員から『令和5年度のスペシャルサポートルーム推進校全35校となっているが、学校全体の数からすると少ないように思う。今後、どこの学校においても、必要に応じて開室していただけるとありがたい。小学生においては、子供と一緒に登校し、学校で過ごす保護者も少なくない。そういった保護者の居場所や支援についても対策を考えていただきたい』という質問が出ているが、どうか。

**質問趣旨（米田委員）【P11 生徒指導及び教育相談体制の充実】**

令和5年度のスペシャルサポートルーム推進校全35校（16市町、9小学校、26中学校）となっているが、学校全体の数からすると少ないように思う。今後、どこの学校においても、必要に応じて開室していただけるとありがたい。不登校児童・生徒にとって、まず通っている学校に過ごしやすい居場所があることは、登校への近道と思う。小学生においては、子供と一緒に登校し、学校で過ごす保護者も少なくない。そういった保護者の居場所や支援についても対策を考えていただきたい。

(個別最適な学び担当課長)

スペシャルサポートルーム（以下、「SSR」という。）推進校については、取組を開始した令和元年度の11校から、令和5年度には35校に、今年度は42校まで拡充している。昨年度から、SSR推進校のある中学校区として一体的に取り組むことで、SSR推進校の取組の、中学校区全体への拡大を図っている。また、SSR推進校の取組を教職員の研修等で紹介することで、不登校等の児童生徒への支援のあり方や考え方が県全体に普及していくよう取り組んでいる。

保護者に対しては、不登校等児童生徒への支援のあり方に係るセミナーを開催しており、7月には、ゲームやネット依存症をテーマに取り上げた。また、今年度は、SCHOOL“S”利用の児童生徒の保護者を対象として、ものづくりなどに一緒に取り組みながら、日頃の悩みを語り合っ、保護者相互

につながりをもてるような、保護者参加型イベントも開催予定である。不登校等の児童生徒や保護者が、安心できる居場所や学びにアクセスできる場所を、より身近に、より一層充実させていきたい。

(米田委員)

SSR 推進校が着実に増えていることを嬉しく思う。私の所属する家庭教育支援チーム「くすのき」では、夏休みに町内の全小中学校を訪問した。現状では、SCHOOL “S” やフリースクールなどの、出口が見えてきている家庭だけではなく、アプローチがなかなかできない、連携できない家庭も多い。例えば、生徒数約 800 人の学校で、30 日以上休んでいる生徒が 10 名程度、登校渋りなど対応が必要な生徒が 30 名程度というリストを見せていただいた。スクールカウンセラーの予約は既にいっぱいのため、新たに登校渋りが出た子供の保護者は 1 か月先でなければ予約できないという状況もあるとのこと。保護者からは、今どうにかしてほしいのに、今相談できない、という声を複数聞く。

また、仕事をしている保護者は、SCHOOL “S” を利用したくても子供を連れて行けない、すぐ行ける場所に相談したり子供を連れて行ったりできる場所がない、などと聞く。教員のもとには、朝、保護者から「今、子供が学校へ行かないと言っているが、私は仕事に行かなければならないので、どうにかしてほしい」という電話がかかってくると複数聞く。このように、「今、支援してほしい」という保護者のニーズにはまだ対応できていない課題があると実感しているので、質問した。

(石田会長)

次に、日高委員から『ひろしまネウボラの取組み開始からかなりの時間が経ちましたが、全ての市町が入っていない要因は何なのでしょう。ネウボラ支援の見える化（支援の成果）も今後だされてはいかがでしょうか。関係機関の連携について、最近、子ども家庭センターと子育て世代包括支援センターの一体化の動きもあるようですが、広島県としては、今後子育て世代包括支援センター（ネウボラ）と子ども家庭センターとの位置づけはどのように考えているのでしょうか』という質問が出ているが、どうか。

**質問趣旨（日高委員）【P13, 17 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり】**

ひろしまネウボラ、また類似した内容で取り組まれておられる市町の確実な増加と、ずっと変わらず地道な努力を重ねられておられる県内の市町が多くありますこと素晴らしいと思います。一方で、ひろしまネウボラの取組み開始からかなりの時間が経ちましたが、全ての市町が入っていない要因は何なのでしょう。課題があるのなら県の介入でも無理なのでしょう。ネウボラ支援の見える化（支援の成果）も今後だされてはいかがでしょうか。それを広く周知するのもよいかと思えます。

(子供未来応援課担当課長（ネウボラ推進担当）)

ネウボラ実施市町については、ひろしま子供の未来応援プランに年度ごとの目標市町数を定めており、今年度は目標値である 18 市町で実施されるなど、目標どおり拡大している。また、来年度の実施を目指し、2 市町で準備を進めている。最終的には、プランの最終年度である令和 11 年度までに、23 市町すべてでの実施を目指している。

未実施市町の状況について、「ひろしまネウボラ」の理念は理解されているが、これまで実施してきた母子保健や子育て支援の手法を変えることに抵抗感もあると伺っている。日高委員の指摘のように、今、実施している市町の評価検証の結果を見える化し、今後も実施に向けた対話と支援をしていきたい。

こども家庭センターについては、令和6年4月の改正児童福祉法施行により、市町における設置が努力義務とされた。従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能が、一体的に運営されるという組織であり、子育てに困難を抱える家庭に対して、これまで以上に切れ目なく、漏れのない対応を行うことを目指すものである。

市町のこども家庭センターの設置促進については、骨子案のP39、領域3柱1（3）に別途記載している。ネウボラ拠点は、旧子育て世代包括支援センターとしてこども家庭センターの中に位置づけられている。実際の取組はこれまでと同様に、地域のすべての妊産婦・子育て家庭の状況把握や相談支援、健康の保持・増進に関する包括的な支援を行う。同じセンターの中にある児童福祉機能と情報共有・連携を密にできるため、今後子育て家庭への支援の充実が図られると考えている。

(日高委員)

ひろしまネウボラは、令和11年までに県内全23市町での実施を目指しており、着実に進んでいると理解した。今後、見える化に取り組み、成果を明らかにすることで、自分たちにはもっとこういうことができるという方向が見えてくることも考えられる。

未実施市町について、これまで実施してきた手法を変えることへの抵抗感という話があったように、確かにネウボラの理念は、フィンランドからトップダウンで入って来たというところもある。そのため、日本の、あるいは広島の特徴を考えた場合、ボトムアップも大事である。今、ネウボラ相談員が集まり、もう一度、理念を考えてみるという取組もあって良いと感じた。

こども家庭センターは、児童福祉法改正で市町の努力義務とされた時、市民に、「私はどこに行ったらいいの？」という混乱を招くのではないかと感じた。まだ、ひろしまネウボラの認知も完全ではないという話があったが、そのような中で、今度はこども家庭センターができたとなると、どこへ行けばいいの？となることが予想される。先ほどの説明で、こども家庭センターの組織的位置づけは理解できたが、現実的に、市民の混乱をどう解消されるか教えていただきたい。例えば、今までの旧子育て世代包括支援センターから場所が変わるのか、同じなのか。また、名称は、ネウボラなど現行のものから変わって、こども家庭センターという名称が前面に出るのか。

(子供未来応援課担当課長（ネウボラ推進担当）)

こども家庭センターについて、国は従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の一体的な運用と言っているが、必ずしも一緒の場所でもなくとも良いということである。また、名称についても、現行のネウボラは市町によって親しみやすい名称を付けていることもあり、国は、名称は変えなくても良いということである。これを受け、場所及び名称については変えていない市町が多い。市町は市民の目線に立って混乱が起きないように運用しており、県はそういう手法を支援していきたい。

(石田会長)

次に、新谷委員から『今後「こども誰でも通園制度」を積極的に取り入れる幼稚園が増えてくるものと思われます。については幼稚園も保育士人材バンクを活用できた方がよろしいかと思えます。』という意見が出ているが、どうか。

**質問趣旨（新谷委員）【P14 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保】**

今後「こども誰でも通園制度」を積極的に取り入れる幼稚園が増えてくるものと思われます。については幼稚園も保育士人材バンクを活用できた方がよろしいかと思えます。

(安心保育推進課長)

「こども誰でも通園制度」は現在、県内4市で試行的実施をしており、国は、令和8年度には全国一律に実施していく計画である。委員の指摘のとおり、幼稚園が「こども誰でも通園制度」を取り入れる可能性は充分あり、その際には保育士が必要となるため、保育士人材バンクのシステム改修も含め、幼稚園も対象とするよう検討してまいりたい。

(新谷委員)

私もそうだが、施設経営者は保育士人材バンクに非常に期待している。

ほとんどの園は、保育士や幼稚園教諭を採用する際に、新卒者を除くとほぼ人材紹介会社を通して採用しなければならないという状況に悩んでいる。紹介手数料がおよそ30~35%必要なため、保育士や要支援教諭を1名採用するためにおよそ100~150万円の紹介手数料を支払うこととなる。保育所やこども園、幼稚園は決して儲かる事業ではないので、真水の利益の中から紹介手数料を払わなければならない。3人採用する必要があると、紹介手数料だけでおよそ400万が必要となり、それだけで経営をかなり圧迫する。そのため、広島県の保育士人材バンクに求職者が登録してもらえれば、経営者としては助かる。また、保育士人材バンクに保育所や認定こども園だけではなく、幼稚園も登録されていれば、求職者も保育士人材バンクで全ての園・所の情報が得られて安心できる。そういう面からも、保育士人材バンクには頑張っていただきたい。

(安心保育推進課長)

保育士人材バンクについては、そのような声をかなりお聞きしている。現在、どちらかというと都市部が求人・求職とも厚く、それ以外の地域は件数が少ない状況である。委員のご意見のように、有料の職業紹介会社を利用すると多額の手数料が必要だという話も聞く。無料職業紹介所である保育士人材バンクに求職も求人もしてもらい、必要な人材が確保できるよう、引き続き県として取り組んでまいりたい。

(石田会長)

次に、橋本委員から『こども家庭庁は本年度より潜在保育士の復職支援を強化して、「慣らし期間」を設けることや保育補助者として雇用する等を提案しています。広島県での復職支援について具体的にどのようなことをお考えでしょうか。』という質問が出ているが、どうか。

**質問趣旨(橋本委員) 【P14 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保】**

潜在保育士の再就職者が少ない理由として「ブランクへの不安」や「自身の健康・体力への不安」等が挙げられています。こども家庭庁は本年度より潜在保育士の復職支援を強化して、「慣らし期間」を設けることや保育補助者として雇用する等を提案しています。広島県での復職支援な具体的にどのようなことをお考えでしょうか。

(安心保育推進課長)

潜在保育士の復職支援には、県では補助制度と委託事業の2種類がある。補助制度について、従来は、保育士資格を持たない者を雇いあげた場合が補助対象であったが、この制度を拡充し、令和6年度から、潜在保育士を雇いあげた場合に係る経費への補助を開始した。委託事業としては、一般社団法人広島県保育連盟連合会に委託し、保育現場で潜在保育士を対象に実地実習や実践に即したセミナーを実施することで復職に向けた不安を解消する仕組みを設けている。こうした支援により、潜在保育士の円滑な再就職につなげてまいりたい。

(石田会長)

新谷委員から『放課後児童クラブを利用する夏休み等の長期休暇期間中の小学生への給食提供を全国に先駆けて広島県が仕組化できないでしょうか。』という質問が出ているが、どうか。

**質問趣旨（新谷委員）【P14 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保】**

放課後児童クラブを利用する夏休み等の長期休暇期間中の小学生への給食提供を全国に先駆けて広島県が仕組化できないでしょうか。外部委託（外部搬入）も含めて広島県に住む小学生の昼食を夏休み等の長期休暇期間中も乳幼児と同程度保障できると良いのですが。

(安心保育推進課長)

保護者からのニーズが高いということは承知している。放課後児童クラブは市町事業であるが、県内の一部市町では、弁当の注文・配送サービスを実施していると伺っている。しかし、これを仕組みとして県内一律で設けるとなると、弁当注文・配送の業者があるか、事業所内調理で昼食提供できる場所があるかなど、地域の事情もある。そのため、県としては、一部市町が実施している好事例を他市町にも共有し、県内での実施が進むよう後押しをしてまいりたい。

(新谷委員)

放課後児童クラブの給食提供については、一律にサービスを提供するというよりは、大卒のビジョンを示したら良い。市町での取り組みを好事例として共有する際も、ある程度のビジョンがあって、ビジョンに向かってこういった良い事例があるので共有します、と示せば良い。

いま、保育園・認定こども園、一部の幼稚園でも、乳幼児に関しては給食提供が当たり前になっているのに、小学1年生でいきなり夏休みにお弁当を作らなければならないのが保護者の負担になっている。私の肌感覚だが、長期休暇の小学生はいいものを食べていない。コロナ禍などの影響もあっただろうが、小学生の肥満傾向など、体形から明らかに見て取れる部分もある。

乳幼児の場合は、栄養計算された食事が担保されているため、小学生になってもある程度はそういうビジョンが示せたら良い。

(石田会長)

次に、橋本委員から『都市公園等のバリアフリー化の推進について、昨今はインクルーシブ公園が注目されています。バリアフリー化はもちろんですが、もう一歩進めた視点からの公園整備を考えていただきたいです。』という意見が、また、木村委員から『「子育てに資するマンションへの認識を高める機運の醸成」の説明がお聞きしたい。』という質問が出ているが、どうか。

**質問趣旨（橋本委員）【P16 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進】**

都市公園等のバリアフリー化の推進について、すべての人が楽しく遊べる公園として、昨今はインクルーシブ公園が注目されています。バリアフリー化はもちろんですが、もう一歩進めた視点からの公園整備を考えていただきたいです。

**質問趣旨（木村委員）【P38 子育て住環境の整備】**

「子育てに資するマンションへの認識を高める機運の醸成」の説明がお聞きしたい。

(都市環境整備課)

現在、多くの都市公園では老朽化が進行しており、更新に伴い園内の主要施設のバリアフリー化を進めている。また、公園施設と同様に老朽化の進む遊具についても、更新に伴い、ユニバーサルデザ

インを考慮した遊具を導入した事例もある。今後も、限られた予算を有効に活用するため、老朽化改修等にあわせた機能更新を進める中で、インクルーシブ公園を含む地域ニーズを踏まえた公園整備について、市町と連携して検討を進めていきたい。

(住宅課)

現在、マンションの住戸内、共有部などの建物の仕様であるハード、提供される支援サービスなどのソフト、及び周辺の施設の状況等の立地環境について、子育てのしやすさに配慮したマンションを県が認定する「広島県子育てスマイルマンション」の認定制度を実施している。認定事例をモデルケースとして情報発信することにより、子育てに資するマンションという付加価値についての意識の醸成を図り、安心して子育てできる住環境の整備を促進している。

(木村委員)

子育て世帯が住むところを選ぶ時点からの機運醸成に取り組んでいることが分かった。

マンション自体に付加価値をつけるということだが、賃貸や分譲の区別なく、この趣旨に賛同したマンションを認定するということか。

(住宅課)

基本的には、新築の分譲マンションを対象とした制度である。分譲マンションが供給される際に、子育てに適したマンションが市場に出回るようにという趣旨で運用している。

(石田会長)

次に、木村委員から『児童虐待防止に向けた理解の促進について、保護者や将来保護者となる人への意識を変えていくことができるための取組の方向性について具体的にあればお聞きしたい。』という質問が出ているが、どうか。

**質問趣旨（木村委員） 【P39 児童虐待防止に向けた理解の促進】**

児童虐待防止に向けた理解の促進について、子供に関係する全ての施設や機関が子供を守り、一人一人の個性を大事に育むために力を尽くすことで連帯する、していると社会に表明し、保護者や将来保護者となる人への意識を変えていくことができるための取組の方向性について具体的にあればお聞きしたい。

(こども家庭課長)

県では、毎年11月の国の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせ、11月を中心に広報啓発活動に取り組んでいる。

また、親権者等は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化された改正児童福祉法が、令和2年4月に施行されており、体罰によらない子育ての推進についても、このキャンペーンのほか、ポスター、パンフレットの配布等により、広報啓発に取り組んでいる。

保護者や、将来保護者になる人の意識を変えるための取組について、県としては、児童虐待防止キャンペーンや体罰に依らない子育ての推進について、引き続きしっかり広報啓発してまいりたい。

(木村委員)

改正児童福祉法の意識啓発やキャンペーンは、一般県民向けだと思う。例えば大学生や、就職したがまだ結婚していない人など、すぐには子供に関わらない人への情報提供や、そういった人が見てみたくなるような発信があれば、若い世代の自分の人生設計にもつながるだろう。このような若い世代への取組も、意識啓発の対象に含まれていると理解して良いか。

(こども家庭課長)

県の実施しているオレンジリボンキャンペーンは、毎年内容が同じではないが、広報のコアターゲットとしてはこれから親世代になる若者等を設定して、若い世代に届くような広報啓発、例えばSNS等を活用するなどにより、広報啓発に取り組んでいる。

(石田会長)

次に、野口委員から『里親委託が全国に比べても低調であることが懸念される。里親支援センターも西部と東部に置かれたが、県こども家庭センターとの連携などが十分なされていないのが残念である。』という意見が、また、『施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化に向けた施設整備について、取り残されている施設が存在しており、そこに措置されている児童の福祉に問題が生じている。早急の施設整備が必要である。』という意見が出ているが、どうか。

**質問趣旨(野口委員) 【P39 里親等委託の推進】**

里親委託が全国に比べても低調であることが懸念される。里親支援センターも西部と東部に置かれたが、県こども家庭センターとの連携などが十分なされていないのが残念である。

**質問趣旨(野口委員) 【P39 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等】**

施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化に向けた施設整備について、取り残されている施設が存在しており、そこに措置されている児童の福祉に問題が生じている。早急の施設整備が必要である。

(こども家庭課長)

本県の里親等委託率については、令和5年度の実績は約20%で、全国平均25.2%と比較すると低い割合である。本県では令和5年度から、里親支援業務を包括的に外部委託し、登録里親のリクルートや研修、委託里親のフォローなどを、委託先と県こども家庭センターが協働して実施している。令和6年4月に施行された改正児童福祉法で規定された里親支援センターの設置も推進しながら、引き続き、里親の支援体制を強化し、里親等委託を推進してまいりたい。

施設の小規模化かつ地域分散化・多機能化に向けた施設整備について、毎年、向こう5年間の整備予定について、各施設と調整しながら、国の次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、計画的な整備を進めている。現在、小規模化・地域分散化が十分できていない施設についても、連携を密にし、今後の整備に向けて計画的に推進していきたい。

(野口委員)

里親支援センター(注)が東部と西部に設置され、県としても社会的養護の体制を変えていくという姿勢が見えたのは良かったと評価している。ただ、里親支援センターとこども家庭センターとの連携について、新しく設置された里親支援センターは連携する気が見えるが、当のこども家庭センターは、里親支援センターをうまく活用できていないのではないかと感じる。業務委託をうまく進めていくとより連携が効果的になるのではないかと感じる。実際、私は東部だけが里親支援センターのスーパーバイザーとして関わるなかで、そう感じるが多々ある。こども家庭センターの中で、里親支援センターの活用を議論していただきたい。

施設の小規模化について、まだ残っている古い施設を活用できず、負のスパイラルになっている。ぜひ、早急にハード面の改修等のサポートをしていただきたい。そうしなければ、その施設に入る子

供の生活の質の保障が担保できないと感じる。東部こども家庭センターの一時保護所はきれいになり、生活満足度が上がった。ぜひ、ハード面へのサポートを積極的に検討していただきたい。

(こども家庭課長)

こども家庭センターと里親支援センターとの連携及び施設整備の推進について、ご意見を踏まえ、県として検討し推進してまいりたい。

(注)：フォスタリング業務の委託先の名称であり、改正児童福祉法で規定された「里親支援センター」とは異なる。

(石田会長)

次に、小野委員から『医療的ケア児など支援を要する子どもが、乳幼児期から学校卒業までの間、継続して地域で安心して生活できる支援体制を整える必要があると考えるが、支援には専門的知識を有する人材も必要となり、市町だけでは支援への限界を感じるころである。県としての支援の方向性をお伺いしたい。』という質問が出ているが、どうか。

**質問趣旨（小野委員）【P39 障害のある子供等への支援】**

医療的ケア児など支援を要する子どもが、乳幼児期から学校卒業までの間、継続して地域で安心して生活できる支援体制を整える必要があると考えるが、支援には専門的知識を有する人材も必要となり、市町だけでは支援への限界を感じるころである。県としての支援の方向性をお伺いしたい。

(障害者支援課長)

県では、昨年7月に「広島県医療的ケア児支援センター」を設置し、医療的ケア児やその家族からの相談対応や、情報発信、人材育成、市町の相談体制の構築支援を実施している。具体的には、医療的ケアに対応できる看護師等の育成やコーディネーター養成研修を実施し、支援人材の育成を図っている。

また、支援体制の整備が進んでいない市町を中心に、困難事例をセンターがサポートするなどしており、医療的ケア児とその家族が必要な支援を受けられる体制の整備を、順次、進めてまいりたい。

(小野委員)

府中市では、医療的ケア児に対して、保育所・小学校・中学校などに看護師を配置して対応している。また、特別支援学校の通学支援として、看護師が同乗することで保護者の負担を軽減するという取組を始めている。医療的ケアに対応できる看護師の人材育成は、単独市町では十分にできない。特別支援学校に通う子供に同乗する看護師が、例えば体調を崩す、また、用事があって休む場合などは、どうしても保護者が仕事を休んで対応しなければならない。福山府中二次保健医療圏の中で、看護師を共有できるような制度ができれば良い。府中市だけでは解決できない問題なので県へお願いしたい。

(石田会長)

次に、石川委員から『医療短期入所施設の質は概して問題が少ないと思われるが、施設数・ベッド数は十分では無く、さらなる拡充・地域差是正が必要である。一方、通所支援事業所は質的に問題がある施設も少なくなく、質の担保が急務である。また、施設の強みが異なるはずであるが、統一された情報開示が十分ではなく、利用者の必要度に応じた施設選択がしばしば困難である。』という意見が出ているが、どうか。

**質問趣旨（石川委員）【P39 障害のある子供等への支援】**

医療短期入所施設の質は概して問題が少ないと思われるが、施設数・ベッド数は十分では無く、さらなる拡充・地域差是正が必要である。

一方、通所支援事業所は数においては満たされつつあると思われるが、質的に問題がある施設も少なくなく、質の担保が急務である。また、知的発達症が多い施設、自閉スペクトラム症のソーシャルスキルプログラムに特徴を持つ施設など、施設の強みが異なるはずであるが、統一された情報開示が十分ではなく、利用者の必要度に応じた施設選択がしばしば困難である。

(障害者支援課長)

医療型短期入所施設については、定員数が67人でまだニーズには足りていないと認識している。整備を進めるには専門資格を有する人材の配置がネックとなっているが、引き続き、医療機関等へ働きかけを行い、定員の拡充に向けて取り組んでまいりたい。

(小野委員)

短期入所施設は広島県東部にも少ないため、充実をお願いしたい。

(石田会長)

次に、石川委員から『特別支援学級の教諭の中に、神経発達症に対する知識・認識が著しく劣っていると感じられる教諭が少数では無くおられると推測される。普通級の教諭に関しても同様であるが、特性についての、正しい理解・知識を習得するための教育が急務である。』という意見が出ているが、どうか。

**質問趣旨（石川委員）【P39 障害のある子供等への支援】**

診療の場面の保護者からの話では、特別支援学級の教諭の中に、神経発達症（特に自閉スペクトラム症や注意欠如多動症）に対する知識・認識が著しく劣っていると感じられる教諭が少数では無くおられると推測される。普通級の教諭に関しても同様であるが、特性についての、正しい理解・知識を習得するための教育が急務である。

(特別支援教育課長)

特別支援学級を担任する教員は、受け持つ児童生徒の障害について正しい知識・認識をもって、的確な教育的支援や指導を行うことが求められている。

そのため、県教育委員会として、広島市を除く公立小・中学校等の自閉症・情緒障害特別支援学級の担任や知的障害特別支援学級の担任を対象としたオンデマンド研修を実施している。また、小・中学校等、高等学校、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を年5回実施し、通常の学級における特別支援教育の推進にも取り組んでいる。

また、県内の小・中学校等をプロジェクト校に指定し、児童生徒の「個別最適な学び」の実現に向け、特別支援学級の指導の充実を図るとともに、通常の学級を含む学校全体で、特別支援教育の考え方を生かした授業改善に取り組んでいる。

(石田会長)

次に、朝倉委員から『特に考慮する社会情勢等の変化について、子どもや家庭の日常に影響している次の2点についても言及したほうがよいと考える。①所得の格差や社会的機会に関する格差、②気候変動にともなう生活環境・生活習慣の変化。』という意見が出ているが、どうか。

**質問趣旨（朝倉委員） 【P28 特に考慮する社会情勢等の変化】**

特に考慮する社会情勢等の変化について、簡潔に整理されているが、子どもや家庭の日常に影響している次の2点についても言及したほうがよいと考える。

○社会格差の増大

所得の格差や社会的機会に関する格差などさまざまな格差が拡大している。そのため、自然体験、社会体験、人との関わりなどについての状況にも格差が生まれている。

○気候変動にともなう生活環境・生活習慣の変化

気候変動により災害の激甚化や夏季の高温の日常化などが見られる。そのため園や学校、家庭において自然と関わる活動が制限されたり日常の生活様式が変化したりしている。

(子供未来応援課長)

社会格差の増大については、保護者の所得など家庭の状況が子供の学力や体験の機会に影響を与えるという状況があり、拡大も懸念されることから、「特に考慮する社会情勢等の変化」での言及を検討する。

気候変動に伴う生活環境・生活習慣の変化については、具体的な取組の方向等についてプランの中で記載することは難しいが、今後も猛暑の影響等による活動の制限等が想定されることから、新型コロナのみならず、そういったことによる生活習慣へ変化が懸念される旨を、「特に考慮する社会情勢等の変化」で言及することを検討する。

(朝倉委員)

子供たちの体験は生活や成長に重要であるが、格差や気候変動など様々な社会状況の中で、体験を実施しにくい状況が生まれている。次期プランの計画期間内には、想定していないものも含めて、情勢変化の可能性はある。そこは柔軟に展開できるように、子供たちがしっかりと体験できるよう支援していただきたい。

(石田会長)

次に、小野委員から『結婚を希望する人への支援について新規で取組を入れておられるが、県の方向性についてお伺いしたい。』という質問が出ているが、どうか。

**質問趣旨（小野委員） 【P37 結婚を希望する人への支援】**

若者が将来に夢を持ち、そのライフステージを応援することは必要な取組であると考えている。結婚を希望する人への支援について新規で取組を入れておられるが、県の方向性についてお伺いしたい。

(子供未来応援課長)

結婚支援について、現行プランには記載がないが、県では従来から、若者の出会い・結婚支援事業による出会いの場の提供に加え、若者の経済的自立に向けたきめ細かな就業支援、人生設計を考える機会の提供などにより、若い世代の経済的基盤を安定させ、将来にわたる展望が描けるよう取り組んでいる。

次期プランでは少子化対策について記載することとしており、関連事項として結婚支援についても記載し、引き続き、出会いの場の提供や、将来に向けた経済的基盤を安定させるための支援を行うことなどにより、若者の結婚の希望の実現を後押ししてまいりたい。

(小野委員)

少子化の要因の一つとして、非婚・晩婚が言われている中で、結婚しない人の理由としては経済的なこと、キャリアの問題、出会いがないという話をよく聞く。出会いがない人に対しては、以前、広島県で実施していた「こいのわ」のように、行政がサポートすることで会員が安心感を持つという印象がある。国も、今年から、婚活マッチングアプリの活用への補助を始めたと思うが、そのようなところの調査研究もしていただきたい。特効薬は無いだろうが、他にも良い事例があれば取り入れていただきたい。

(石田会長)

次に、日高委員から『子どもの育ちのために「共育」の概念が出されましたこと、これからの時代にマッチすると思いました。育児は夫婦協働であるとともに、社会やコミュニティが育てていくという、この考え方への啓発もお願いしたいと思います。男性の育児休業取得の促進はこれまで通りさらに強化していただき、加えて、女性が子どもを産むことでキャリアが中断し、マイナスになる、と女性が思わないですむようなキャリア形成の道を強化することと、働きながら、スムーズに子育てもできる環境をさらに整えて欲しいと思います。』という意見が出ているが、どうか。

**質問趣旨（日高委員）** 【P38 共育での推進】

子どもの育ちのために「共育」の概念が出されましたこと、これからの時代にマッチすると思いました。育児は夫婦協働であるとともに、社会やコミュニティが育てていくという、この考え方への啓発もお願いしたいと思います。

少子化対策のためにさまざまな支援がありますが、多くの若者が望む「子どもも仕事も」が実現できるような社会をさらに構築していく必要があると思います。男性の育児休業取得の促進はこれまで通りさらに強化していただき、加えて、女性が子どもを産むことでキャリアが中断し、マイナスになる、と女性が思わないですむようなキャリア形成の道を強化することと、働きながら、スムーズに子育てもできる環境をさらに整えて欲しいと思います。

「共育」のために、子どもたちへの教育～乳幼児期からのジェンダー教育（人権教育）、ライフデザイン教育（性と生殖の教育も含めて）、そしてプレコンセプションケア～へと一連の流れができてくることを望みます。

(子供未来応援課)

共働き世帯は増加しているが、家庭内においては女性に家事・育児負担が偏っている状況があり、男女が共に家事や子育てに主体的に参画する「共育て」の定着は非常に重要である。県では、今年度、男性の家事・育児参画促進に向けた戦略的プロモーションを実施することとしており、次期プランにおいても、「共育て」に係る県民への啓発及び定着を図っていく。また、領域Ⅱ柱5（1）「みんな子育て応援の推進」とも関連して、社会全体で子育てを応援する気運の醸成にも取り組んでいく。

(人的資本経営促進課担当課長)

男性の育児休業の取得促進については、制度の周知に加え、様々な業種の多様な取組を収集・発信していくことで進めてまいりたい。また、仕事と暮らしを両立しながら活躍できる職場環境の整備に向けては、活躍する女性人材側に向けたアプローチ、女性活躍を進める企業側へのアプローチの両側からのアプローチをしっかりと行うことで進めてまいりたい。

(日高委員)

次期プランの理念にも「社会の宝として」という言葉が入ったように、今後は社会全体で子育てを応援していくということに注力されるものと期待している。少子化対策としてこれまで様々な支援がされてきたが、まったく解消されない中で、ようやく世の中の流れが、仕事との両立をなんとかしなければという方向性になっている。両立とは、環境を整えることもだが、女性活躍支援も重要である。日本は、先進国であるにも関わらず、ジェンダー格差に関しては世界の中でも下位である。経済と政治の分野で女性がまったくトップにいない、キャリア形成ができていないという状況がある。キャリアや子育て、共育に関する社会の意識を変えていくには長い時間がかかるため、子供の時からライフステージごとの教育がなされることが重要である。

(石田会長)

次に、朝倉委員から『子供・若者を守る取組の二番目の「子供・若者に身近な相談手段・相談体制の充実」について、子供・若者をとりまく困難に焦点があたっている。一方で子供・若者の困り感の中には社会での活躍、自分の個性の発揮、伸長に関する願いもある。このような点に関しても広く子供・若者の個性や可能性を守るという意味で取組に含めてほしい。』という意見が出ているが、どうか。

**質問趣旨(朝倉委員) 【P41 特に注力する分野 子供・若者を守る取組】**

子供・若者を守る取組の二番目の「子供・若者に身近な相談手段・相談体制の充実」について、他の取組と同様に重要な取組と考える。スライドの全体が「子供・若者を守る取組」であることから、子供・若者をとりまく困難に焦点があたっている。一方で子供・若者の困り感の中には社会での活躍、自分の個性の発揮、伸長に関する願いもある(【資料2】参考資料 p.91 「小学校・中学校～」、p.94の理由23など)。したがって、このような点に関しても広く子供・若者の個性や可能性を守るという意味で取組に含めてほしい。

(子供未来応援課長)

昨年度、実施した調査において、子供の意見として、特に力を入れてほしいと思うことについて「小・中・高校で、将来社会で活躍するために必要な力をつける」と回答した児童生徒の割合が高かったことから、次期プランにおいて、児童生徒の主体的な学びを促す教育活動の一層の推進に取り組むこととしている。

一方で、委員ご指摘の、特に注力する分野における「子供・若者を守る取組」は、困難な状況にある子供・若者への支援に特化して記載しているものであるため、子供が将来社会で活躍するために必要な力をつけるための取組については、領域I柱2において、御指摘の観点を踏まえて記載してまいりたい。

(朝倉委員)

領域I柱2で記載していくというのは理解できる。同時に、ここで質問した趣旨は、色々な困難を持っている子供たちが、個性を発揮しにくく、またそういう難しさについて相談できる体制や場が少ないと感じていることから質問させてもらった。日高委員からも言及のあったジェンダーも、本人が気づいていたりいなかったりはあるが、本当にその人が持つ色々な個性が、いい意味で発揮される状況になっているかということについては、重要な課題が存在する。個性の発揮についても、様々な分野で引き続き推進していただきたい。

(石田会長)

次に、木村委員から『子供・若者を守る取組の「地域におけるこどもの居場所を提供する活動への支援、多様なこどもの居場所の形成に向けた検討」について、「子供を大切にしよう」という社会全体の意識の変化が必要と思われます。多様な状況はあるとしても、子供一人一人の家庭が、まずはその子の「居場所」であるために、可能な取組はどうあるべきか、次期プランには、真に「こどもを真ん中」にした内容も盛り込んでいただきたいと思います。』という意見が出ているが、どうか。

**【質問趣旨（木村委員）】【P41 特に注力する分野 子供・若者を守る取組】**

子供・若者を守る取組の「地域におけるこどもの居場所を提供する活動への支援、多様なこどもの居場所の形成に向けた検討」について、子供と保護者を社会がバックアップする具体的な支援に加え、「子供を大切にしよう」という社会全体の意識の変化が（表面的なことだけでなく）必要と思われます。多様な状況はあるとしても、子供一人一人の家庭が、まずはその子の「居場所」であるために、可能な取組はどうであるべきか、次期プランには、真に「こどもを真ん中」にした内容も盛り込んでいただきたいと思います。

(子供未来応援課長)

次期プランの基本理念は「すべての子供・若者が、社会の宝として、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現」としており、子供・若者を「社会の宝」として、また、各家庭の状況は多様ではあるが、親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組んでいく。さらに、社会全体で子育てを応援する気運の醸成にも取り組むこととしており、関連部分、または全体的な話の中で、「こどもまんなか」の趣旨への言及について検討する。

(木村委員)

次期プランの基本理念で子供を「社会の宝」と表現するとともに、施策体系に新規の取組も含まれている点は、良いと思っている。困難な状況にある子供のそれぞれの個性を發揮するということも含め、子供たちに本当に必要な取組が実現できているかは、常に振り返っていただきたい。子供自身の意見にも「社会での活躍」という言葉があるように、後伸びしていく力をつけるために、一人一人の育ちに必要なことは何か。私たちは幼児教育の現場で、子供や保護者への対応に取り組むため、県からも支援いただきたい。

**【議事イ 「児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」の骨子案に係る質疑応答】**

質疑・意見なし

※ 枠内の質問趣旨は、各委員から事前に出された意見・質問等の全文

7 配布資料一覧

次第、委員名簿、県職員出席者名簿

資料1 広島県子ども・子育て審議会委員及び専門委員名簿

資料2 次期「ひろしま子供の未来応援プラン」骨子案

資料3 (参考資料) 広島県の現状、各調査結果等

資料4 令和6年度第1回広島県子ども・子育て審議会計画部会における意見の概要

資料5 ひろしま子供の未来応援プラン 令和5年度指標一覧

資料6 「児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」  
の骨子案

参考資料 一時保護施設の設備及び運営に関する基準